

令和2年国勢調査宮崎県広報業務委託に係る企画提案仕様書

1 業務名 令和2年国勢調査宮崎県広報業務委託

2 目的

訴求対象を明確にした効果的な広報を実施することにより、本県における令和2年国勢調査の回答率、インターネット回答率及び有効回答率の向上に資する。

3 前回調査（平成27年度）における課題

(1) 無回答層の増加

本県の回答率は平成12年度調査実施時点では99.0%であったが、その後徐々に低下し、前回調査時点では96.7%と調査環境の悪化が懸念される状況となっている。

(2) インターネット回答率の低さ

今回導入2回目となるインターネットによる回答率は前回調査においては33.0%と全国平均の36.9%を下回っている状況にある。

4 訴求対象

本調査の回答義務を負う県内のすべての人・世帯を対象とするが、特に以下について重点を置く。

- ・ 調査を知らない又は関心のない人
- ・ プライバシー意識が高く、回答に消極的な人
- ・ 回答意思があるが、回答が面倒であると感じる人
- ・ 高齢者層
- ・ 子育て世帯
- ・ 大学生等の若年層
- ・ 日本語の理解が困難な外国人
- ・ 調査員の面会が困難な人、世帯（マンション等集合住宅居住者、昼間働いている単身世帯等）

5 主な訴求内容

- ・ 日本に住んでいる全ての人・世帯が調査の対象であること
- ・ 法律により回答が義務付けられていること
- ・ 回答の必要性及び調査結果の利活用方法
- ・ “意外とカンタン” に回答できること
- ・ 調査に回答するための調査書類が世帯ごとに配布されること
- ・ インターネット回答の内容は厳重なセキュリティにより保護されていること
- ・ 「国勢調査オンライン」へのアクセスは検索サイトやQRコードからカンタンにできること
- ・ 国勢調査以外の目的で提供された情報が使用されることはないこと 等

6 要求仕様

- (1) 下記調査スケジュールを参考に、時期に応じた広報を行うこと。
 - ・ 調査基準日 10月1日
 - ・ 調査員による調査票配布期間 9月14日から9月20日
 - ・ インターネット回答期間 9月14日から10月7日
 - ・ 調査票回答期間 10月1日から10月15日
 - ・ 調査票督促回収期間 10月16日から10月20日
- (2) 単なる告知でなく、国勢調査の重要性を的確に伝え、多くの県民の回答意欲を促す工夫がなされていること。
- (3) 総務省統計局の令和2年国勢調査キャッチコピーである「#みんなの国勢調査」を活用すること。
- (4) 高齢者、子育て世帯、大学生等の若年層、外国人住民等、可能な限り県民の様々な態様に応じた工夫がされていること。
- (5) 各世代に向けてインターネットでの回答意欲を強く促す工夫がされていること。
- (6) 外国人に向けた広報はなるべく6言語（英語、中国語、韓国語、ベトナム語、スペイン語、ポルトガル語）を使用すること。

7 企画提案による広報手法

参考資料（別紙7）を十分に確認の上、以下について企画提案すること。

(1) 広報媒体による広報

なお、以下ア～エの広報媒体の活用は必須とする。

ア 生活情報誌

イ フリーペーパー

ウ 交通広告（バス及びタクシーを想定）

エ 懸垂幕（宮崎山形屋、ボンベルタ橋及び宮交シティ）

(2) インターネット広報

SNS等インターネットを活用した広報を展開し、宮崎県エリアからアクセスしているユーザーに限定して表示すること。他、年齢や使用言語等、可能な限りきめ細やかなターゲット設定をすること。

(3) 広報キャンペーン活動

ア 実施地域は県北・県央・県西エリアで1回以上とする。

イ 実施方法は多くの集客が見込める場所（ショッピングモール等）での開催やイベント会場とのタイアップ等を想定するが、その場合、感染症の流行拡大等、イベントの実施が困難となった場合の代替案を示すこと。同等以上の効果が期待できる場合、最初から集客地でのイベント開催以外の提案をすることも可とする。

ウ 7(5)に記載するパネル展示について、合わせて開催することも可。

エ 必要に応じ、配布用広報物・啓発資材の作成を行うこと。

オ イメージキャラクターみらいちゃんの着ぐるみについても可能な限り活用すること。

(4) 自由提案

上記(1)～(3)以外で、目的に資する独自の広報手法を一つ以上提案し、実施する。また、以下について、上記(1)～(3)の提案内容において十分でない場合は、ここでの企画内容において盛り込むこと。

ア インターネット回答率を向上させるための広報

イ 4に挙げる重点訴求対象

8 その他の広報業務

下表の各項目について、県と内容協議の上実施すること。

(1) 県が実施する新聞広告に係る全5段広告データの作成（宮崎日日新聞、夕刊デイリーで実施予定）

(2) 県及び市町村がホームページに掲出するバナー広告データの作成

(3) 県及び市町村公用車用広告ステッカーデータのデザイン

(4) 県広報パネルの作成

ア 制作する広報パネルは2基以上とし、A1以上の大きさと脚部分は自立可能な構造とする。

イ デザインは契約者の提案によるものとし、庁舎内に設置しても自然であり、かつ来場者の目を引く工夫がなされたものとする。

(5) 県広報パネル展示企画、設置及び撤去

ア 展示については2会場以上とし、宮崎県庁本庁舎1階展示スペース（令和2年8月17日から8月23日まで）と県立図書館（令和2年9月2日から9月13日まで）については必須とする（それらの会場予約については県で実施）。

イ 会場の設営物について必要な物は契約者側で準備すること。ただし、県の所有する広報物（過去の国勢調査のポスターパネル等）も借用可とする。

ウ 設営物の準備、設置及び撤去に係る費用はすべて受託者負担とする。

エ 設置及び撤去作業はすべて宮崎県職員立ち会いの下で行う。

9 成果物の提出

現物又は現物のコピー、現場の写真、映像等、成果が確認できるものを提出すること。形態は紙又はCD-ROMとし、部数は各1部とする。

10 その他

(1) 成果品についての権利は県に帰属する。

(2) 委託業務の実施にあたっては、県と緊密な連携を取りながら進めるものとし、疑義が生じた場合は直ちに協議を行うこと。

(3) この仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、宮崎県と契約者が協議の上、定めるものとする。